

一般社団法人 SST 普及協会 九州沖縄支部 総会 議案書

- 1 日時 平成 26 年 10 月 26 日 (日) 12:30~13:00
- 2 場所 道ノ尾病院 長崎市虹が丘町 1-1
- 3 議題 ①審議事項
第 1 号議案 事業報告について
第 2 号議案 決算報告について
第 3 号議案 次年度予算案について
第 4 号議案 次年度事業計画について
第 5 号議案 支部定款改定について
②報告事項
世話人および支部役員の変更と紹介

<審議事項>

第 1 号議案 事業報告

研修会報告

- 平成 26 年 2 月 23, 24 日 九州沖縄支部研修会 場所: 明生病院 (熊本県)
 - 初級研修会 42 名
 - 中級研修会 15 名
 - 精神科訪問サービスにおける対人援助技術研修 6 名

協力研修会

- 平成 26 年 9 月 12、13 日 保護司のための SST 研修会

支部総会

- 平成 26 年 2 月 24 日 場所: 明生病院 (熊本県)

世話人会

- 平成 26 年 2 月 23 日 場所: 明生病院 世話人 16 名参加
- 平成 26 年 7 月 5 日 場所: 福岡大学 世話人 13 名参加

その他

- ホームページの刷新
- 事務局の移行
- 全国経験交流ワークショップに向けた開催県の検討 (平成 28 年度)
- 各県 SST 研究会の状況報告
 - 福岡研修会 (初級・訪問: 福岡大学) 平成 26 年 9 月 14 日、15 日

第2号議案 決算報告

科目	金額
<収入の部> 研修会参加費	660,000
支部活動費	142,600
利子	152
合計	802,752
<支出の部> 研修会開催費	373,930
会議費	48,117
交通費	159,000
通信費	28,972
消耗品費	33,014
発送委託費	30,000
ホームページ作成費	96,984
協会へ寄附	500,000
入会金(協会へ送金)	54,000
手数料	852
合計	1,324,869

当期収支	-522,117
前期繰越金	1,417,091
次期繰越金	894,974

第3号議案 本年度事業計画

研修会予定

- 平成26年10月25、26日 九州沖縄支部研修会 場所：道ノ尾病院（長崎県）
- 平成27年 秋 鹿児島県で開催予定
- 各県でも研修会は開催します。

第4号議案 本年度予算案

科目		金額
<収入の部>	研修会参加費	500,000
	支部活動助成金	140,000
合計		640,000
<支出の部>	研修会開催費	300,000
	会議費	40,000
	交通費	160,000
	通信費	60,000
	消耗品費	50,000
	発送委託費	30,000
合計		640,000

当期収支	0
------	---

第5号議案 支部定款改定案

SST 普及協会が任意団体から一般社団法人に移行したことに伴い、文言及び会計年度を変更する、また支部の内規も廃止する

<報告事項>

支部役員

- 支部長** : 皿田洋子 (福岡大学)
副支部長 : 三善富士雄 (国立病院機構 菊池病院)
事務局長 : 池田耕治 (一般社団法人 Q-ACT)
会計 : 平木伸子 (医療法人健生会 明生病院)
監査 : 小山裕子 (医療法人健生会 明生病院)
顧問 : 新垣元 (医療法人卯の会 新垣病院)

支部世話人

福岡・大分:

池田耕治* (一般社団法人 Q-ACT) / 皿田洋子* (福岡大学) / 長浜美智子* (特定非営利活動法人 アットホーム福祉会) / 山本浩一 (医療法人浜江堂 油山病院) / 龍忠史 (特定非営利活動法人 アットホーム福祉会)

佐賀: 小松洋平 (西九州大学)

長崎: 上村真紀* (医療法人厚生会 道ノ尾病院) / 小中原隆史 (医療法人厚生会 訪問看護ステーションすみ香)

熊本: 小山裕子 (医療法人健生会 明生病院) / 平木伸子 (医療法人健生会 明生病院) / 三善富士雄 (国立病院機構 菊池病院)

宮崎: 瀬戸口隆人* (医療法人浩然会 内村病院) / 原田彰子 (医療法人恵喜会 西都病院)

鹿児島: 川畑和代* (医療法人共助会 三州脇田病院) / 小山徹平* (鹿児島大学医学部・歯学部附属病医院) / 笹川純子 (鹿児島県)

沖縄: 新垣元 (医療法人卯の会 新垣病院) / 山田豊 (国立病院機構 琉球病院)

*SST 普及協会認定講師

事務局

SST 普及協会九州・沖縄支部事務局

HP (blog) : <http://9syuokinawasst.blogspot.jp/>

E-mail : 9syuokinawasst@gmail.com

監査報告

監査意見書

S S T 普及協会九州・沖縄支部
支部長 皿田 洋子 様

- 1) 平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までの会計上の財務諸表、すなわち収支決算書、会計原簿と領収書を監査し、それを基礎として S S T 普及協会九州・沖縄支部の財務状況を監査しました。
- 2) 監査の結果、会計年度の収支状況を適正に表示しているものと認めます。

意見書作成 平成 26 年 10 月 1 日

監査

上村 真紀 (印)

支部定款変更について

SST 普及協会 九州・沖縄支部 定款

現行	変更後
<p>第1章 名称および事務局 (名称) 第1条 (条文省略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 本支部は、事務局を当分の間、<u>福岡大学人文学部内(〒814-0180 福岡県福岡市城南区七隈 8-19-1)</u>に置く。事務局は支部長の指示を受けて事務を行う。</p>	<p>第1章 名称および事務局 (名称) 第1条 (現行通り)</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 本支部は、事務局を当分の間、<u>特定非営利活動法人アットホーム福祉会内(〒814-0133 福岡県福岡市城南区七隈 7-32-25)</u>に置く。事務局は支部長の指示を受けて事務を行う。</p>
<p>第2章 目的および事業 (目的) 第3条 (条文省略)</p> <p>(事業) 第4条 (条文省略)</p>	<p>第2章 目的および事業 (目的) 第3条 (現行通り)</p> <p>(事業) 第4条 (現行通り)</p>
<p>第3章 構成 (個人会員) 第5条 普及協会<u>個人会員</u>は、本支部の<u>個人会員</u>になる。所属する支部は、普及協会定款の定めに従う。</p> <p>(賛助会員) 第6条 (条文省略) (会費) 第7条 本支部<u>個人会員</u>および本支部賛助会員の会費は徴収しない。</p> <p>(資格の喪失) 第8条 支部<u>個人会員</u>および支部賛助会員が普及協会の<u>個人会員</u>および賛助会員資格を失った場合には、同時に本支部<u>個人会員</u>および本支部賛助</p>	<p>第3章 構成 (正会員) 第5条 普及協会<u>正会員</u>は、本支部の<u>正会員</u>になる。所属する支部は、普及協会定款の定めに従う。</p> <p>(賛助会員) 第6条 (現行通り) (会費) 第7条 本支部<u>正会員</u>および本支部賛助会員の会費は徴収しない。</p> <p>(資格の喪失) 第8条 支部<u>正会員</u>および支部賛助会員が普及協会の<u>正会員</u>および賛助会員資格を失った場合には、同時に本支部<u>正会員</u>および本支部賛助会員資</p>

<p>会員資格を失う。</p> <p>第4章 役員および委員会 (役員)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(役員を選出および職務)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 役員任期は<u>2</u>年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>(委員会)</p> <p>第12条 本支部は支部長の委嘱により事務局を構成する。 事務局 若干名</p> <p>第5章 <u>全国世話人の推薦</u> (<u>全国世話人</u>)</p> <p>第13条 <u>支部は、普及協会の合同会議の求めにより、全国世話人2名を合同会議に対して推薦する。</u></p> <p>第6章 会議 (会議)</p> <p>第14条 本支部の決定機関は、支部会員総会とする。総会の成立要件は、委任状を含め支部会員数の1/5とする。支部総会においては、事業計画、予算、決算、定款の改定その他の事項を扱う。</p> <p>第15条 支部長は、年1回以上の支部総会を招集するものとする。</p> <p>第16条 支部会員の1/3以上の要請があったときは、支部長は支部会員総会を招集しなければならない。</p>	<p>格を失う。</p> <p>第4章 役員および委員会 (役員)</p> <p>第9条 (現行通り)</p> <p>(役員を選出および職務)</p> <p>第10条 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第11条 役員任期は<u>4</u>年とする。但し、再任を妨げない。</p> <p>(委員会)</p> <p>第12条 本支部は支部長の委嘱により事務局を構成する。 事務局 若干名</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 会議 (会議)</p> <p>第13条 本支部の決定機関は、支部会員総会とする。総会の成立要件は、委任状を含め支部会員数の1/5とする。支部総会においては、事業計画、予算、決算、定款の改定その他の事項を扱う。</p> <p>第14条 支部長は、年1回以上の支部総会を招集するものとする。</p> <p>第15条 支部会員の1/3以上の要請があったときは、支部長は支部会員総会を招集しなければならない。</p>
--	---

第7章 会計

(会計)

第17条 本支部の会計年度は1月1日からその年の12月31日とする

第18条 本支部の運営に関する経費は、普及協会からの支部活動費と助成金、および寄付金その他の収入をもってあてる。

第19条 本支部の会計は事務局が扱い、その収支について支部総会で承認を得、その報告を普及協会運営委員会にすることとする。その際の報告内容は、普及協会から提供された支部活動費および助成金部分の用途および収支についてとする。

第8章 支部活動費および助成金

(支部活動費)

第20条 支部は普及協会から支部活動費を受ける。

(助成金)

第21条 本支部の目的を達成するために、必要な助成金を普及協会に申請できる。申請条件および申請方法については、普及協会で別途定められたものに従う。

第9章 解散

(解散)

第22条 本支部は会員の過半数の賛同を得たときに解散する。支部が解散したとき、普及協会運営委員会へ報

第6章 会計

(会計)

第16条 本支部の会計年度は10月1日からその年の9月30日（ただし平成26年は1月1日から9月30日）とする

第17条 本支部の運営に関する経費は、普及協会からの支部活動助成金、および寄付金その他の収入をもってあてる。

第18条 本支部の会計は事務局が扱い、その収支について支部総会で承認を得、その報告を普及協会社員総会にすることとする。

第7章 支部活動助成金

(支部活動助成金)

第19条 支部は普及協会から支部活動助成金を受ける。

(削除)

第8章 解散

(解散)

第20条 本支部は会員の過半数の賛同を得たときに解散する。支部が解散したとき、普及協会社員総会へ報告

<p>告する。</p> <p>(解散時の財産処理)</p> <p>第 23 条 本支部解散時に残った財産処理は、普及協会が負う。</p> <p>第 10 章 定款の変更 (定款の変更)</p> <p>第 24 条 本定款は、支部会員総会の過半数の賛同を得、<u>普及協会</u>の承認を得たときに一部変更することができる。支部が定款を改定したとき、普及協会<u>運営委員会</u>へ報告する。</p> <p>第 11 章 付則 (附則)</p> <p>第 25 条 本支部の定款は 2006 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>第 26 条 普及協会支部地域割りを以下のとおりとする。</p> <p>北海道 北東北 (青森・秋田・岩手) 南東北 (山形・宮城・福島) 北関東 (栃木・群馬・茨木・新潟) 南関東 (埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野) 東海 (岐阜・静岡・愛知・三重) 北陸 (福井・富山・石川) 近畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山) 中国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口) 四国 (徳島・香川・愛媛・高知) 九州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)</p> <p>第 27 条 本定款は発効日より、2 年後に見直しを行う。</p>	<p>する。</p> <p>(解散時の財産処理)</p> <p>第 21 条 本支部解散時に残った財産処理は、普及協会が負う。</p> <p>第 9 章 定款の変更 (定款の変更)</p> <p>第 22 条 本定款は、支部会員総会の過半数の賛同を得、<u>普及協会理事会</u>の承認を得たときに一部変更することができる。支部が定款を改定したとき、普及協会<u>社員総会</u>へ報告する。</p> <p>第 10 章 付則 (附則)</p> <p>第 23 条 本支部の定款は 2006 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>第 24 条 普及協会支部地域割りを以下のとおりとする。</p> <p>北海道 北東北 (青森・秋田・岩手) 南東北 (山形・宮城・福島) 北関東 (栃木・群馬・茨木・新潟) 南関東 (埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野) 東海 (岐阜・静岡・愛知・三重) 北陸 (福井・富山・石川) 近畿 (滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山) 中国 (鳥取・島根・岡山・広島・山口) 四国 (徳島・香川・愛媛・高知) 九州 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)</p> <p>(削除)</p>
--	--

2008年1月1日に一部改定 (新設)	2008年1月1日に一部改定 附則 平成26年度からの役員任期のみ2年とする。
----------------------------	---

SST 普及協会九州・沖縄支部運営委員会内規
廃止

変更理由

SST 普及協会法人化に伴い、定款の用語の変更等が必要になったため。

支部役員のお知らせ

支部役員

- 支部長 : 皿田洋子 (福岡大学)
副支部長 : 三善富士雄 (国立病院機構 菊池病院)
事務局長 : 池田耕治 (一般社団法人 Q-ACT)
会計 : 平木伸子 (医療法人健生会 明生病院)
監査 : 小山裕子 (医療法人健生会 明生病院)
顧問 : 新垣元 (医療法人卯の会 新垣病院)